

諮問庁：独立行政法人国立病院機構

諮問日：令和4年7月25日（令和4年（独情）諮問第49号）

答申日：令和5年3月27日（令和4年度（独情）答申第75号）

事件名：「医薬品の安全使用のための業務手順書」等の一部開示決定に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下、別紙1の2（1）を「請求文書1」、同（2）を「請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、請求文書1につき、別紙2に掲げる文書1ないし文書5（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とし、請求文書2につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、請求文書1につき、本件対象文書を特定したこと及びその一部を不開示としたことは、いずれも妥当であり、請求文書2を保有していないとして不開示としたことは、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人国立病院機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った令和4年3月29日付け国立病院機構発総第0329001号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、独立行政法人国立病院機構情報公開審査基準に則り、妥当な開示決定等を行うべきとの答申を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。なお、審査請求人から提出された意見書には、諮問庁の閲覧を不可とする旨が明示されていることから、本答申ではその内容は記載しない。

開示請求権制度の円滑な運用の確保を図ろうとせず、独立行政法人国立病院機構情報公開審査基準にそぐわない判断が行われた可能性があるため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求対象文書について

本件審査請求に係る開示請求対象文書（本件対象文書）は、別紙2に掲げる文書1ないし文書5である。

2 本件開示請求に対する原処分について

本件開示請求は機構特定医療センターに対し、本件対象文書の開示を求めてなされたものである。

これに対し、機構は法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用し、令和3年11月4日付国立病院機構発総第1104001号において、令和3年12月10日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、令和4年3月31日までに開示決定等を行う予定の旨の通知を行った。令和4年3月29日付け国立病院機構発総第0329001号において、令和4年3月31日までに開示決定等を行う残りの部分について、本件対象文書を特定し、本件対象文書のうち、「氏名」、「個人の印影」及び「内線番号」を不開示とし、その他の部分については開示とする開示決定（原処分）を行った。

3 審査請求人の主張について

これに対し、審査請求人は、「開示請求権制度の円滑な運用の確保を図ろうとせず、独立行政法人国立病院機構情報公開審査基準にそぐわない判断が行われた可能性があるため、独立行政法人国立病院機構情報公開審査基準に則り、妥当な開示決定等を行うべきとの答申を求める。」旨の主張をしている。

4 機構の主張について

上記3に記載の審査請求人の主張については、独立行政法人国立病院機構情報公開審査基準に則り、妥当な開示決定等を行うべきと主張するが、機構においては、法の趣旨を踏まえ、適正に本件対象文書を特定し、原処分の判断を行っている。

5 結論

以上のことから、原処分は妥当であり、これを維持すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年7月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月5日 審議
- ④ 同年9月1日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和5年2月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年3月8日 審議
- ⑦ 同月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書を含む複数の文書の開示を求めるものであり、処分庁は、請求文書1につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び4号柱書きに該当するとして不開示とし、請求文書2につ

き、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めていると解されるが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定及び請求文書2に係る決定の妥当性並びに不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 文書1ないし文書5の特定の経緯について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、機構の特定医療センター宛てにされたものであり、審査請求人からは、これまでも同センターに係る様々な情報等の開示請求がされていたことから、同センターの医薬品の安全使用のための業務手順書として現存している文書を特定したものである。

イ 当該手順書の改正は、新たに修正・追加を必要とする医薬品等の採用があった際に実施しているものであり、おおむね例年11月1日付けで改正を行っているものの、令和3年度については改正が必要な医薬品の採用がなかったことから改正しておらず、開示請求時点において令和2年度版が最新版であった。

ウ また、当該手順書は、独立行政法人国立病院機構法人文書管理規程（平成23年規程第11号）別表第1標準文書保存期間基準の事項3「機構又は施設の運営に係る通知等の制定又は改廃及びその経緯」の「制定または改廃のための決裁文書のうち定型的な事務に係るもの及びその通知文書」に該当し、保存期間3年とされており、平成29年度以前のものとは廃棄しており保有していない。

エ 決裁文書には、改正前後のものや改正箇所を朱書きしたものを添付しており、文書5の1枚目にある平成30年11月1日起案の決裁文書の添付資料として、改正前後の手順書である文書1及び文書2を特定している。同様に、文書5の2枚目にある令和元年10月30日起案の決裁文書の添付資料として、改正前後の手順書である文書2及び文書3を特定し、文書5の3枚目にある令和2年10月23日起案の決裁文書の添付資料は、決裁伺い文にあるとおり、変更箇所を朱書きした文書4の手順書がこれに当たるため特定しており、決裁資料一式に当たる文書を全て特定している。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

請求文書1に該当する文書として、特定医療センターにおける医薬品の安全使用のための業務手順書を特定したとする上記(1)アの諮問庁の説明は是認できる。

当審査会において、諮問書に添付された法人文書開示決定通知書を確認したところ、同通知書の「1 開示する法人文書の名称」欄の記載は、

文書5の決裁文書計3年度分に係るそれぞれの添付資料として文書1ないし文書4が特定されているとは読み取れないものの、本件請求文書として決裁資料一式に当たる文書1ないし文書5を特定したとする上記(1)エの諮問庁の説明及び令和2年度版が最新版であるとする同イの諮問庁の説明は否定し難く、また、起案文書である文書5には、保存期間3年との記載が確認できることから、同ウの諮問庁の説明に不自然・不合理な点があるとはいえず、いずれもこれを覆すに足る事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象文書の外に、請求文書1に該当する文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 請求文書2に係る決定の妥当性について

(1) 請求文書2は、特定の個人の氏名等は記載されていないものの、特定の個人の保有個人情報に係る特定事件番号の答申及び同答申を受け、機構が発出した文書の特定文書番号を明示して、同文書により特定した文書を除いた、まだ特定・開示していない文書を請求するものである。

(2) そうすると、請求文書2は上記答申に関連する特定文書番号の文書が存在することを前提にしていると認められ、その存否を答えることは、「特定の個人が保有個人情報に係る開示決定等に対し審査請求を行い、当該審査請求に係る特定事件番号の答申を受け、特定文書番号の文書が発出された」という事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

(3) 本件存否情報の不開示情報該当性について検討すると、上記開示決定等若しくは審査請求又は上記文書の関係者等一定の範囲の者においては、上記審査請求に係る特定の個人の特定が可能となるおそれがあり、上記答申の内容等に鑑みると、当該個人に関する通常他人に知られたくない機微な情報が明らかにされることとなって、その権利利益を害するおそれがあり、法5条1号本文後段に該当すると認められる。

次に法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該情報は、同号ただし書イに規定する、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

(4) したがって、請求文書2に該当する文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなることから、法8条によりその存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきであったと認められるので、これを保有していないとして不開示とした原処分は、結論において妥当である。

4 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書を見分したところ、文書5にある平成30年度ないし令和2年度の起案文書において、起案者として記載された、機構職員の氏名及び印影並びに内線番号が不開示とされていると認められる。

(1) 機構職員の氏名及び印影に係る不開示部分について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、機構において公表しているのは、特定医療センターの幹部職員としての院長の氏名並びに特定医療センターのウェブサイトにおいて常時掲載している副院長及び部長職にある者の氏名のみであり、不開示部分にある職員の氏名は、いずれも機構の公表慣行に照らして不開示が妥当である旨説明する。

イ 当該不開示部分である氏名及び印影は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号本文前段に該当すると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討すると、諮問庁によると、当該部分の氏名の取扱いは上記アのとおりであり、これを覆すに足る事情も認められないことから、当該部分は同号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

ウ したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 機構職員の内線番号に係る不開示部分について

ア 当該部分について、諮問庁は、一般に公にされておらず、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用されることにより、機構が必要とする際の緊急の連絡や部署外への連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号柱書きに該当する旨説明する。

イ 上記説明は否定し難く、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

5 付言

(1) 当審査会において、法人文書開示決定通知書を確認したところ、請求文書2に係る決定については、「(中略)保有していない。(開示請求書別紙1(2)については、開示請求書別紙2～5に記載の法人文書を請求しているものと解されるが、法人文書開示請求書において「開示請求書別紙1に示すもの」と記載されているため、請求の対象外とした。)」と記載されていると認められる。

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し改めて確認させたところ、

諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

本件法人文書開示請求書には、「1 請求する法人文書の名称等」欄に「開示請求書別紙1に示すもの」と記載されている一方、同日付けで提出された審査請求人からの保有個人情報に係る開示請求書においては「開示請求書別紙1・開示請求書別紙2～5に示すもの」と記載され、書き分けられていると判断できること、上記2件の開示請求に係る開示請求手数料として900円が振り込まれており、その内訳は法人文書開示請求（開示請求書別紙1）で1件、保有個人情報開示請求（開示請求書別紙1）で1件、保有個人情報開示請求（開示請求書別紙2～5）で1件として、計900円と解されたため、請求文書2は請求の対象外と判断し、文書の特定を行わずに原処分を行ったものである。なお、原処分に当たって求補正は行っていない。

イ そこで、請求の対象外とした上記判断について検討すると、請求する法人文書の名称等として開示請求書別紙1が挙げられ、当該別紙1に請求文書2に係る記載があることからすると、請求文書2の文中に開示請求書別紙2ないし5を引用する記述があったとしても、請求文書2を対象外とする意図は読み取れない。

請求文書2が請求に含まれると解釈した場合には、開示請求手数料の算定すなわち開示請求の対象となる文書（数）の特定に矛盾が生じるというのであれば、開示請求に係る法人文書を特定するに足りる事項が記載されているとはいい難いと考えられる。

ウ よって、本件においては、開示請求書に文書の不特定又は開示請求手数料の未納という形式上の不備があると判断し、審査請求人に対し求補正を行う必要があったと考えられ、開示請求書の形式上の不備を見過ごし、請求文書2を請求の対象外とした処分庁の対応は不当であるといわざるを得ない。

エ 以上を踏まえると、本来であれば、審査請求人に対し開示を請求する文書の名称等について補正を求め、文書の特定を行い、改めて開示決定等をすべきであるから、請求文書2に係る部分は取り消すべきであるところ、上記3のとおり、結論において妥当と判断したものであるので、今後、処分庁においては、手続を適正、的確かつ慎重に行うよう留意されたい。

(2) また、上記開示決定通知書を確認したところ、文書1ないし文書4はそれぞれ独立した文書として特定されているように読み取れる記載であるが、上記2(1)エの諮問庁の説明について改めて当審査会事務局職員をして確認させたところ、当該各文書は文書5の起案文書に係る添付資料であり、本来であれば、文書5の1枚目の起案文書の次頁に文書1

及び文書2がつづられ、同様に、文書5の2枚目の起案文書の次頁に文書2及び文書3がつづられ、文書5の3枚目の起案文書の次頁に文書4がつづられ保存されていたが、原処分にあたって、当該順序を並べ替え、重複する文書2については、1部のみとしたとのことである。

法に基づく開示請求権は、あるがままの形で法人文書を開示することを求める権利であるから、本来必要とされない並べ替え作業を行った上、重複する文書について開示請求者の確認を経ることなく特定を省き、上記開示決定通知書においても特段の明記をしなかった処分庁の対応は、不適切といわざるを得ず、今後は、法に基づき適正な処理を行うべきである。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、請求文書1につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び4号柱書きに該当するとして不開示とし、請求文書2につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、請求文書1につき、本件対象文書を特定したことについては、機構において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び4号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であり、請求文書2につき、これを保有していないとして不開示としたことについては、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲

別紙 1

1 本件請求文書（開示請求書「請求する法人文書の名称等」欄の記載）

開示請求書別紙 1 に示すもの

2 開示請求書別紙 1

- (1) 「医薬品の安全使用のための業務手順書」若しくはこれに準ずるもの及び所定の決裁手続を踏まえた制定・改訂理由・改訂内容等の経緯も含めた意思決定に至る過程，事務及び事業の実績を合理的に跡付け，又は検証することができるよう作成された意思決定した内容が確認できる職務上作成し，又は取得した文書，図面及び電磁的記録で組織的に用いる関連している保有するもの全て<保有しているもの全て>
- (2) 特定事件番号の答申により，改めて開示決定等された特定文書番号において，「特定記載 A」に基づき特定した文書の他に，開示決定等された文書中に確認できる（記載のある）まだ特定・開示していない（開示請求書別紙 2～5）記載の「特定記載 B」及びその他開示していないもの・開示できないとしているもの・存在していないとしているもの一切合切すべて

3 開示請求書別紙 2 ないし 5 （略）

別紙 2 本件対象文書

文書 1 医薬品の安全使用のための業務手順書（平成 29 年 6 月 1 日改正）

文書 2 医薬品の安全使用のための業務手順書（平成 30 年 1 月 1 日改正）

文書 3 医薬品の安全使用のための業務手順書（令和元年 1 月 1 日改正）

文書 4 医薬品の安全使用のための業務手順書（令和 2 年 1 月 1 日改正）

文書 5 起案文書